

『定期報告』が必要な特定建築物等の名称・所在地及び報告状況

令和8年6月末現在

建築物名称	所在地	定期報告（年）						用途種別
		R4年 2022年	R5年 2023年	R6年 2024年	R7年 2025年	R8年 2026年	R9年 2027年	
(西部建設事務所管轄)								
マツダ本社2号館	府中町	報告済			報告済			事務所等
マツダ(株)デザインセンター	府中町	報告済			報告済			事務所等
マツダ(株) エレクトロニクス研究センター	府中町	報告済			報告済			事務所等
デルタ工業(株)技術センター	府中町	報告済			報告済			事務所等
協同組合ひろしまテクノシステム	坂町	未報告	未報告	未報告	報告済			事務所等
(北部建設事務所管轄)								
三次ステーションプラザ	三次市十日市南	報告済			報告済			事務所等
三次市役所	三次市十日市中	報告済			報告済			事務所等
庄原市役所	庄原市中本町	報告済			報告済			事務所等

【定期報告時期のお知らせ】

建築物の所有者（管理者）等の皆さまへ **あなたの建物は定期報告が必要ではありませんか？**

- 報告年の確認をお願いします。（建築物の定期報告時期は、3年ごとです。）
- 今年が報告年の場合は、年末までに必ず『定期報告』を提出してください。

【定期報告概要書の閲覧のお知らせ】

建築物の利用者等の皆さまへ

- 報告済の特定建築物については、建設地を所管する県建設事務所建築課において、どなたでも定期報告概要書の閲覧ができます。定期報告概要書では調査及び検査の状況などが確認できます。

西部建設事務所建築課

（竹原市、大竹市、江田島市、安芸郡、山県郡、豊田郡）

東部建設事務所建築課

（府中市、世羅郡、神石郡）

北部建設事務所建築課

（三次市、庄原市、安芸高田市）

※令和6年4月1日から安芸高田市内の特定建築物等の定期報告の所管が、西部建設事務所から北部建設事務所に変わります。